

▽ 問題の所在

一時保護中の児童についても、児童福祉施設等に入所している児童の同様、児童の福祉のため様々な措置が必要となる。現行法上は、一時保護を実施する都道府県または児童相談所長と親権者との関係について明文の規定はなく、児童福祉法第47条第2項に準じた扱いがなされていると考えられる。そのため、児童福祉施設等に入所している児童と同様の問題がある。一時保護中の児童を精神科の閉鎖病棟に一時保護委託できるか、できるとしてどこまでの治療行為が可能かが問題となることも多いが、これも一時保護中に都道府県・児童相談所長が行う措置と親権者との関係の問題でもある。

また、現行法上、一時保護は、親権者の意向に反する場合であっても、裁判所の承認なく実施することが可能であるが、この点についても後述の通り課題がある。

▽ 必要となる法改正の内容

児童福祉施設入所中の児童と同様と考えられる（ただし、司法関与の導入については次に述べる。）。

▽ 一時保護の適正さを強化する仕組みの整備について

一時保護については、もともと親権者の意向に反してでも児童の保護ができるという強力な権限の行使であり、そもそも現行法のように裁判所の審査なく実施できることには問題があるのではないかと指摘がある。実務上も、児童相談所の職員にとって、事前または事後に裁判所の承認を得る仕組みの方が、一時保護に強行に反対する保護者への対応がしやすいとの意見もある。さらに、一時保護中の児童に対する措置について、都道府県または児童相談所長が一定の権限を優先して行使できる旨、法律に明記するのであれば、そのこととの均衡上、裁判所の承認もなく親権者の意向に反して一時保護を実施できるとする現行規定を改めるべきとの意見もある。

他に、司法審査までは必要ではないが、現行の行政不服審査制度よりも迅速でかつ第三者性が確保できる制度の導入が必要との意見もある。

いずれにしても、児童相談所が行う一時保護の適正さを今以上に強化する仕組みを整備すべきであると考えられる。その方法としては、例えば一時保護に対する不服審査を担当する第三者からなる専門部会を設け、迅速にこれに対応するか、親権者の同意を得ずに行われる一時保護について、事前または事後に一定の司法審査を導入するといった方法が考えられる。ただし、司法審査の導入にあたっては、現在の児童相談体制では、児童福祉司の人員や法的対応に必要な専門性がかならずしも十分でないところから、児童福祉司の増員及びその専門

性の向上、弁護士による法的支援などの児童相談体制の拡充があわせてなされなければならない。また、一時保護の実施は、もともと都道府県または児童相談所の裁量のもとで行われていることや児童の安全確保のため迅速に実施する必要があることから、この司法審査については、できるだけ簡素化した手続とすべきである。

(4) 児童福祉施設等退所後の支援と親権との関係について

○ 児童相談所長の裁判所への申立により、必要と認める場合に、親権を部分的に制限し、児童の住居の確保のための賃貸借契約の締結、携帯電話の利用契約等を当該親権者の同意がなくても実行できるようにすべきである。

▽ 問題の所在

児童福祉施設等を退所した児童の中には、親権者と同居せず自立する者も少なくない。その際に、住居の確保のための賃貸借契約の締結、携帯電話の利用契約、労働契約の締結等につき、親権者の同意が得られない場合に、契約ができなくなってしまう。なお、児童福祉法上は、児童相談所長において親権喪失宣告の申立権が認められており、児童が18歳を超えた場合であっても当該申立は可能であるが（児童福祉法第33条の7）、先に指摘した困難がある場合であっても、親権者の親権全部を喪失されるほどの事由はないことがほとんどであり、児童相談所長において親権喪失宣告申立ができるだけでは不十分で、部分的に親権を制限する制度を導入する必要がある。

▽ 必要となる法改正の内容

親権を部分的に制限し、先に指摘した契約行為等を当該親権者の同意がなくても実行できるよう法を改正すべきである。なお、親権の部分的な制限の申立は児童相談所長が行いうるものとすべきである。

▽ 必要となる施策

以上のように、児童相談所長の申立により、親権を部分的に制限できるとした場合、児童が18歳に達した場合であっても引き続き児童相談所等の支援が必要である。そこで、児童の自立を支援するため必要があるときは（なお、実務上高校3年生の途中段階で児童が18歳に達し、児童福祉法上の対象児童で

なくなるという不都合が日常的に生じている), 引き続き児童相談所及び児童福祉施設等が児童福祉法上の支援・指導を児童及び保護者に対して行うことができることを児童福祉法上明記するとともに, かかる支援ができるよう体制を充実するための措置をとるべきである。

(5) 親権喪失宣告及び未成年後見人の選任について

- 親権喪失宣告申立権者に, 未成年本人を加えるべきである。
- 個人だけではなく, 法人や地方自治体等であっても未成年後見人に就任できるようにすべきである。

▽ 問題の所在

親権者からの児童虐待がなされており, 虐待を受けている未成年本人が親権喪失宣告の申立を行いたい旨の希望を持っている場合もある。現行民法上, 成年後見については, 本人が後見開始の審判の申立が可能であるにも関わらず(民法第7条), 親権喪失宣告申立については未成年本人に申立権が認められておらず(民法第834条), 不都合である。

また, 未成年後見人には, 現行法上個人の資格でしか就任できないため, 未成年後見人の選任に苦慮することも多く, またこのことが原因で親権喪失宣告申立を躊躇する場合もある。このような不都合があるほか, 成年後見人については既に法人であっても就任が可能であることから, 未成年後見人についても, 児童相談所や施設を運営する社会福祉法人等が就任可能となるよう法を改正する必要がある。

▽ 必要となる法改正の内容

- 親権喪失宣告申立権者に, 未成年本人を加えるべきである。
- 個人だけではなく, 法人や地方自治体等であっても未成年後見人に就任できるようにすべきである。

(6) 親への指導・支援について

- 現在の児童福祉法第28条第6項を改め、家庭裁判所が親権者・保護者に直接家庭裁判所が保護者において一定の行為をとるよう勧告する制度に改めること。
- この指導勧告は、児童福祉法第28条第1項第1号による措置や同法第28条第2項の措置をとっている場合だけではなく、親権者の意に反さないとして措置されている児童の保護者に対しても行うことができるようにすること
- 児童福祉施設等に入所措置がとられていない児童の保護者についても、児童相談所への通所、精神科への治療等一定の行為類型について、裁判所が保護者に対し、当該行動をとるよう直接勧告する制度を設けること。

▽ 問題の所在

そもそも虐待を行う親の中には、児童相談所等が行おうとする親への指導や支援を拒否してしまう者も少なくない。

現行法上は、家庭その他の環境の調整が必要な場合に、虐待を行った保護者に対してなされる指導について、保護者は児童相談所が行う措置に従う義務があり（児童虐待防止法第12条第2項）、これに従わない場合には、都道府県知事が指導に従うよう勧告を行うことができるとされているが（同法第12条第3項）、指導措置について条文上義務であることを明記するだけでは実効性があるとは言えず、また都道府県知事による勧告に関してはほとんど利用されていない。

また、裁判所が関与するものとしては、児童福祉法第28条1項1号の措置や更新承認の措置がとられた場合に、家庭その他の環境の調整が必要な場合に、児童相談所に対して保護者を指導するよう勧告するとの制度があるが（児童福祉法第28条第6項）、保護者に対し、一定の協力を求める必要があるのに、裁判所が直接保護者に勧告せず、児童相談所に指導をするよう勧告するという形をとっていることが制度の趣旨をわかりにくくしており、活用しにくいとの声もある。

▽ 必要となる法改正の内容

- 現在の児童福祉法第28条第6項を改め、家庭裁判所が保護者に直接家庭指導勧告する制度に改めること。
- この指導勧告は、児童福祉法第28条第1項第1号による措置をとって

る場合及び同条第2項による措置の更新を行っている場合だけではなく、親権者の意に反さないとして措置されている児童の保護者に対しても行うことができるようにすること

- 児童福祉施設等に入所措置がとられていない児童の保護者についても、児童相談所への通所、精神科への治療等一定の行為類型について、裁判所が保護者に対し、当該行動をとるよう直接勧告する制度を設けること。

(7) 親族との関係について

- 民法第766条第1項は、子の監護に関し夫婦の協議が整わない場合には、家庭裁判所に申立が可能であるとしているところ、父母に限らず子どもの親族であれば当該申立が可能であることを民法において明記すること。

▽ 問題の所在

児童が父母から虐待されている場合に、祖父母や父母のきょうだいがその児童を今後監護したいとの意思表示がなされ、児童にとってもその方がのぞましいと考えられることが少なくない。

このような場合に、祖父母や父母のきょうだいが、みずからをその児童の監護者に指定するように家庭裁判所に申し立てることがあるが、一部には祖父母や父母のきょうだいがこのような申立権を持つことを否定する見解や裁判例がある。

しかし、虐待を受けた子どもにとっては、仮に養育可能な親族があるのであればそれを活用した方が、子どもの最善の利益にかなうことが少なくないので、この制度を利用しやすくすべきである。

▽ 必要となる法改正の内容

民法第766条が規定する子の監護に関する処分については、父母に限らず児童の親族であれば当該申立が可能であることを民法において明記するべきである。

▽ 必要な施策

親族が児童の養育を希望し、かつ養育をさせることが適当である場合に、その親族に里親になってもらい（いわゆる親族里親）、そこに委託をするという方

法も考えられる。しかし、平成14年9月5日雇児発905002号「里親の運営について」においては、親族里親が認められる場合の要件の一つとして、「親族里親への委託は、児童の両親が死亡、行方不明、拘禁等により物理的に当該児童養育が不可能な場合を原則とし、児童の実親が現に存在している場合には、実親による養育の可能性を十分に検討し、真にやむを得ない場合のみ、親族里親への委託を行うこと。」としており、相当程度限定的に考えているようにもみえる。この通知内容は要件が限定的すぎるので、この点を改めるべきである。

(8) 医療ネグレクトについて

- 児童相談所長の家庭裁判所への申立により、親権を部分的・一時的に制限するよう、民法を改正すべきである。

▽ 問題の所在

児童に一定の医療を実施する必要があるにも関わらずこれを行わない医療ネグレクトについては、現在は、親権喪失宣告申立を本案として、審判前の保全処分として親権停止及び親権職務代行者の選任申立を行い、当該代行者の承諾のもとで治療を実施している。

しかし、この方法では、治療の実施だけが必要であるのに、親権全部が停止してしまうこと、一定のケースでは治療が実施できれば親権喪失宣告申立等を取り下げ、もとの親権者が親権行使する事が念頭に置かれている。

そのため、本案で勝訴が見込まれない事案であるのに、審判前の保全処分を認めてよいのかという問題があり、親権を部分的・一時的に停止し、親権代行者を選任するという制度を導入する方がよいと考えられる。

▽ 必要となる法改正の内容

医療ネグレクト事案において親権者の意向に反して医療を実施する行為は、親権の一部を一時的に停止して実施しているのであるから、児童相談所長の申立により、親権の一部を一時的に停止することができるよう法律を改正すべきである。

(9) 系統的な司法関与の必要性

以上指摘した児童福祉施設等入所中または一時保護中の児童について裁判所の承認を得て措置を行う制度，家庭で生活し，または自立して生活している児童について，児童相談所長の申立により親権の一部を制限する制度，医療ネグレクト事案での医療の実施等のように親権の一部を一時的に停止する制度，裁判所が保護者に直接指導勧告を行う制度は，現行法にある児童福祉法第28条第1項第2号の承認制度及び同条第2項の更新の承認制度とともに，同じ家庭への司法介入は，同一の裁判所が系統的に関与する仕組みとすべきである。

すなわち，このような司法介入の必要性が認められるケースは，特定の裁判所にその児童及び家庭についてのケースが係属する形とし，児童相談所が主体的にケースワークを行うが，裁判所の承認が必要となる事項が生じた場合に，当該ケースを担当している裁判所に申立を行うようにするなどの仕組みを抜本的に整えるべきである。

今回の提案は，児童福祉施設等に入所する児童に一定の措置を行う際の裁判所の承認制度や入所していない児童についても親権を部分的に制限する制度，親への指導勧告を裁判所が直接行うことができる制度等を提唱している。

これらの制度を導入するには，親権の部分制限と子の監護に関する処分との関係，児童福祉法第28条第1項第1号事件の当事者でない親権者や保護者をどう取り扱うかといった点の検討も必要である。また，これらはすべて一つの家庭に対する支援であるのに，ばらばらに司法が関与することとなるとこの点からも，不都合もある。

そこで，これらの司法関与が必要となる事案においては，裁判所がたとえばいったん児童の監護権を保有するという形で，特定の裁判所にケースを係属させ，そのもとで，児童相談所は主体的にケースワークを実施するが，親権者の同意が得られず，一定の手続きが必要となった場合には，当該裁判所の承認を得て，指導を実施し，親権の部分的に制限するといった系統的な司法関与手続きを整備すべきである。

また，現行法では，児童福祉法第27条第1項第1号の指導措置や一時保護の実施，児童福祉施設等に入所の児童についての通信面会の制限，はいかい等の禁止等親権者の意向に反する措置を行う場合であっても専ら行政的な措置に委ねられているものと，臨検捜索や児童福祉施設等への入所措置やその更新手続き等親権者の意向に反して実施するには裁判所の承認を要するとされている

ものがある。先に指摘した系統的な司法関与の制度を導入するのであれば、専ら行政的措置に委ねられているものについても、司法審査を経る必要性を再検討すべき項目もあると思われる。

最後に、以上述べてきた法律の整備は、子どもの権利条約の理念に沿ってなされるべきであることを付言する。

以 上

平成 21年 10月 5日

親権の一部、一時停止に関する要望書

[届出先]

法務省「児童虐待防止のための親権制度研究会」 殿

[要望者代表]

住所 〒113-0033 東京都文京区本郷 1-10-13-302

電話 03-5840-9515

FAX 03-5840-9515

代表者氏名 (NPO)里親子支援のアン基金プロジェクト

理事長 ヘネシー澄子



要望の趣旨

近年、子どもの虐待が著しく増加しており、私たち里親は、虐待を受けた多くの子ども達を預かるようになってきました。平成14年に既に私たちは今回同様の標題の「陳情書」を法務省に提出いたしました。以後、ますます被虐待児童の里親委託は増加しています。

本年、法務省自ら「児童虐待防止のための親権制度研究会」を立ち上げて、審議されていることは誠に時宜に合ったことと評価しております。現行の民法では、親が親権を濫用した場合には、第八百三十四条に「親権喪失の宣言」が明記されています。しかし、親権喪失は後戻りできない措置であるため、当該子ども・親権者である父母・家庭裁判所にとってあまりに重過ぎる決定です。そのために、現状では運用に消極的にならざるをえず、子どもの生活環境の保全にもつながっていません。

虐待を受けて保護された子ども達が、里親家庭で、また実親のもとで再び、安心して生活できるようにすることが、重大な社会の責任であり、早急に対処すべき課題だと私たちは考えます。国民が親権を重要視してきた民法の精神を十分に尊重し、適切に被虐待児童の保護を行うためには、「親権喪失の宣言」だけでは不十分です。

以上に基づき、以下の項目を要望します。

- i. 被虐待児童の安全な生活環境の確保と、親権の濫用を改善する猶予期間設定を目的として、親権の一部を一時的に停止する（公が預かる）ように宣言できることを民法に明記してください。
- ii. その際、親権一部一時停止をどこの機関で決定するのが重要問題です。行政の一端機関である児童相談所にその判断をまかせるのは、児童相談所自身にとっても、当該親子にとっても、また国民にとっても大きな不安が生じ、子どものために協働するどころか、相互不信に陥ります。行政でなく、独立した権限をもつことのできる司法（家庭裁判所、あるいは子どもに特化した部門）が担って決定を下せるよう、法律に明記してください。

何卒子どもの立場、子どもの人権を守る立場を堅持して、筋道の通ったご検討をお願い申し上げます。

以上

書 見 意

会 議 県 島 広

児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書

児童虐待防止法の制定により、児童相談所の体制強化や市町村における虐待防止ネットワークの構築など、地域における児童虐待防止に向けた取り組みが進められている。

その一方で、児童相談所の一時保護が増加するとともに、父母による児童養護施設からの強引な連れ戻しなどの課題も多く、子どもたちを虐待から守るための早急な対策が求められている。とりわけ、親権を盾に行われている児童虐待に対しては、新たな法整備による実効性の高い対応が必要である。

民法には、親権を全面的に剥奪する「親権喪失」に関する規定があるが、一たん適用されると親子関係の修復が難しくなるため、虐待の対応に当たる教育・福祉関係者などからは、より弾力的に親権を制限できる制度を求める声が上がっている。法務省においても、親権制限制度の導入について法制審議会に諮問されたところである。

よって、国におかれては、親による子の虐待を防止するための新たな法整備を行うに当たり、父母の「親権の一時停止」や「監護権の停止」を認める制度とするなど、より弾力的に親権の制限を行使できるものとされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

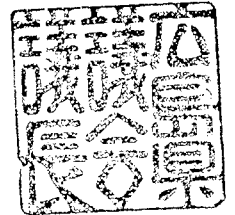
平成22年3月16日

厚生労働大臣

長妻 昭 殿

広島県議会議長 林

正 夫



児童虐待を防止するための親権制限を
求める意見書

福 島 県 議 会

児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書

児童虐待防止法の制定により、児童相談所の体制強化や市町村における虐待防止ネットワークなど、地域における児童虐待防止に向けた取り組みが進められてきている。一方で、児童相談所の一時保護の増加や、児童養護施設からの父母による強引な連れ戻しなど課題も多く、子どもたちを虐待から守るために今後の早急な対策が求められている。

とりわけ親権を盾にし、その陰で行われている児童虐待に対しては、新たな法整備が必要である。子どもの安全確保や、施設責任者の判断の優先化などについて、より実効性のある対応をすべきである。

現行の民法には、親権を全面的に喪失させる規定があるが、期限の定めがなく、戸籍に記録が残るなど、その後の親子関係を回復することが難しくなるなどの問題点がある。このため、虐待の対応に当たる教育福祉関係者などからは、より弾力的に親権を制限できる制度を求める声が上がっている。

法務省も、親による子の虐待を防止するため、民法上の親権を制限できる制度を導入する方針を固め、民法の関連規定の見直しについて検討して同法改正を目指していると報じられている。

よって、国においては、新たな法整備を行うに当たっては、父母の「親権の一時停止」や「監護権の停止」を認める制度とするなど、より弾力的に親権制限を行使できるものとするよう強く要望する。

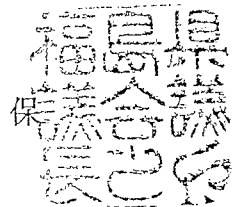
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月18日

厚生労働大臣

長妻 昭 様

福島県議会議員 佐藤 憲



児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書

児童虐待防止法の制定により、児童相談所の体制強化や市町村における虐待防止ネットワークなど、地域における児童虐待防止に向けた取り組みが進められてきている。一方で、児童相談所の一時保護の増加や、児童養護施設からの父母による強引な連れ戻しなど課題も多く、子どもたちを虐待から守るために今後の早急な対策が求められている。

とりわけ親権を盾にし、その陰で行われている児童虐待に対しては、新たな法整備が必要である。子どもの安全確保や、施設責任者の判断の優先化などについて、より実効性のある対応をすべきである。

現行の民法には、親権を全面的にはく奪する「親権喪失」に関する規定があるが、親権のすべてが無期限に奪われた場合、その後、親子関係を回復することが難しくなるなどの問題点がある。このため、虐待の対応に当たる教育・福祉関係者などからは、より弾力的に親権を制限できる制度を求める声が上がっている。

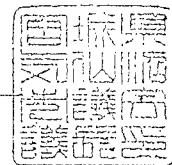
法務省も、親による子の虐待を防止するため、民法上の親権を制限できる制度を導入する方針を固め、民法の関連規定の見直しについて検討して同法改正を目指していると報じられている。

新たな法整備を行うに当たっては、父母の「親権の一時停止」や「監護権の停止」を認める制度とするなど、より弾力的に親権制限を行使できるものとするよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

気仙沼市議会議長 村上 俊



厚生労働大臣 長妻 昭 様